

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立磐井病院が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 調達件名及び数量 | 別紙「令和7年度病院計画整備医療器械一覧」のとおり |
| (2) 調達件名の特質等 | 各仕様書による |
| (3) 納入期限 | 令和7年11月28日 |
| (4) 履行場所 | 岩手県立磐井病院 |

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に搭載されている者であること。
- (3) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(2)の資格を有しているものであること。
- (4) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和7年9月12日（金）17時までに15(3)の場所に1部、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）で提出しなければならない。

また、仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等の提出期限の日までの間に入札公告に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 定価見積書（調達物品及び搬入等費用を含む定価）又は標準価格見積書（消費税及び地方消費税抜き）又は。なお、定価又は標準小売価格見積書の提出に当たっては、次の事項を記載すること。

(ア) 提出年月日

(イ) 入札参加者の住所、氏名及び押印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及びFAX番号、担当者氏名（問合せ先）

(ウ) 調達件名

(エ) 数量

(オ) 仕様（当該購入物品の製造メーカー及び製品規格等が明示されていること。）

(カ) 納入期限

(キ) 納入場所

ウ カタログ等（仕様が確認できるもの）

(2) 前項イ・ウに定める提出物について、公示日時点ですでに提出済の場合は提出を省略できる。

4 質問書の受付及び回答方法について

本件入札に対して質問がある場合は、書面（様式は任意。FAXによる提出可）により令和7年9月16日（火）17時までに15(3)の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、入札参加者に対し令和7年9月18日（木）17時までにFAXにより回答する。

5 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

6 入札書記載事項

(1) 入札年月日

(2) 頭書に「入札書」である旨記載

(3) 入札金額

(4) 入札件名

(5) あて名（「岩手県立磐井病院長」とする）

(6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

7 入札及び開札の日時及び場所等

令和7年9月19日（金） 10時 岩手県立磐井病院 多目的会議室

(1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

(3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 入札保証金に関する事項

全部を免除する。

9 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和7年9月16日(火)までにFAXにより通知する。

10 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、岩手県医療局財務規程 第190条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に係りのない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する入札公告又は入札説明書に掲げる入札参加資格要件のうちいずれかの契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げる入札参加資格要件のうちいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。
ただし岩手県医療局財務規程第 203 条に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立磐井病院に帰属する。

15 その他

- (1) 納入期限は、当該契約物品を持ち込み、設置を完了するまでの期限とする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することが出来ないものとする。
- (3) 契約者は、納入物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合していないものがあるときは、履行の追完を負うものとする。
- (4) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒029-0192 岩手県一関市狐禅寺字大平 17 番地
岩手県立磐井病院 総務課管財係
電話：0191-23-3452 FAX：0191-23-9691